

○改正児童福祉法（H29.4 施行）抜粋

第 1 条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第 2 条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う

(附則第 3 条)

政府は、この法律施行後 5 年を目途として、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な支援を講ずるものとする。